



相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

「少額投資で大きな利益？」仕組みがよく分からないもうけ話に注意！

《相談内容》

SNSで知り合った知人からメッセージが来て、FX取引に勧誘された。「1日1万円以上は確実に儲かる」と言われたので、海外の業者に2万円を払ってFXの口座を開設した。その後3万円の利益が出たところで、業者から「もっと儲けるために資金を追加して」と勧められ、すぐに取り返せると思い消費者金融で借りた30万円を追加で支払った。1か月後、消費者金融の支払いがあり出金しようと海外の業者に問い合わせたら「今は出金できない」と言われ、その後2か月経って連絡が取れなくなった。消費者金融の返済も続いており、投資した分だけでも返してもらいたい。

(20歳代 男性)



《アドバイス》

FX取引(外国為替証拠金取引)は、金融商品取引法の登録を受けた事業者でなければ行うことができないため、勧誘されたFX取引は、登録を受けた事業者かメッセージでは判断できないので、情報をできる限り収集し、信頼できる事業者であるか否かを自ら判断していただくことが重要です。相談者には、FX取引は確実に儲かるものではなくリスクがあり、今回は詐欺の可能性が高いので県生活センター経由で弁護士相談を手配し、警察にも相談するよう伝えました。

また、利息負担を軽減するため、可能であれば消費者金融には全額返済するよう助言しました。

○仕組みがよく分からないもうけ話をうのみにしない。

FX取引は、事業者に一定の委託証拠金を預け、その額の何倍もの額で外貨取引をするというもので、比較的少額で取引できる反面、多額の損失が生じるおそれのあるリスクの高い取引であるため、**仕組みが理解できないときは、契約しないようにしましょう。**

○借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。

FX取引などの投資は原則として余裕資金で行うものであり、借金をしてまで行うものではありません。初期費用を回収できるか十分な見込みがないのに多額の借金を抱えることは、極めてリスクの高い行為です。

○消費者ホットライン(☎188)でご相談ください。

消費生活相談窓口では、消費生活相談員が相談に応じて助言するほか、弁護士などの専門家の面接相談も行っています。不安なときは相談してください。

生活情報ファイル

貴金属を買い取られた！高齢者に多い訪問購入トラブル

「不用品があれば買い取る」と訪問してきた購入業者に、いらぬ洋服やバックを出した後「アクセサリーはないか」と聞かれた。指輪やネックレスなど数点出したところ、安価で強引に買い取られてしまった。等の訪問購入トラブルが寄せられています。

- 1 突然訪問して勧誘をし、当初の話と異なる物品の売却を求めることは、法律で禁止されている不当な取引方法に該当するため、このような禁止行為をする購入業者は、家に入れないようにしましょう。また、事前に連絡をしてきた購入業者であっても、勧誘に先立って、購入業者の名称や買い取る物品を明示しない購入業者との契約は避けましょう。
- 2 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。



(ホットは現金のみ)
不用品はまとめて
買い取ります

試してみよう、消費者力！第5回（令和5年度）

Q 広告に関して述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

1. テレビやネットの情報は審査されているので正しい情報である。
2. 根拠がなく広告に「1週間でマイナス10kg確実」と表示してサプリメントを販売した場合、有利誤認にあたる。
3. 広告の小さい字などは重要ではないので読まずに注文しても問題ない。
4. 景品表示法に違反した場合、消費者庁は措置命令などを発することができる。

【第18回消費者力検定（令和3年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

海、川、プール等での事故に気を付けましょう！

夏休みが始まり、子供が海や川、プール等で活発に遊ぶ機会が増えるため、子供が「水の事故」に巻き込まれないよう、十分な注意が必要です。

水の事故は死亡事故につながる可能性も高く、溺れた状態が5分以上続くと脳に後遺症が残るおそれがあります。また、溺れるときは声や音を出さずに静かに沈むことがあり、近くにいたとしても気づくことができない場合もあります。

事故に遭わないために

- 危険を示す掲示板がある場所、立入禁止の場所には近づかない。
- 水辺でのレジャーでは子供だけでなく大人もライフジャケットを着用する。滑りにくく脱げにくいかかとのある履物を履く。
- 海水浴は、ライフセーバーや監視員等がいるなど適切に安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内を利用する。
- 帽子やサンダルなどの持ち物が流されても取りに行かない。
- 溺れている人を発見したら、水に入らず、まずは通報する。

もしものときは「浮いて待て！」

「浮いて待て」とは、衣服を着用した状態で海や川に転落する等、水難事故に遭遇した際、そのままの状態ですぐに呼吸を確保し、できるだけ体力を使わないように救助を待つことで、生還できる可能性を高める自己救命策です。

【海上保安庁公表資料 もしものときは「浮いて待て！」
～落水や波にさらわれたら～より】



「試してみよう、消費者力！第5回解答と解説⇒（正解—4）

景品表示法は正式には、不当景品類及び不当表示防止法と言います。

商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限するものです。調査の結果、違反行為が認められた場合は、消費者庁及び都道府県の権限により、違反行為を行っている事業者に対して、「措置命令」を行うことができます。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。